

生活保護制度の周知徹底と

適正な運用をはかれ



吉田議員

今、餓死や孤独死、自殺が多発しており、リストラ、失業、病气、高齢など、誰もが絶対的貧困に陥る危険性があります。そんなとき、最後のセーフティネットとしての生活保護制度があります。生活保護は働いていくかどうにかかわらず、生活に困ったとき国民の誰もが、憲法25条や生活保護法にもとづいて、健康で文化的な最低限度の生活の保障を請求できる制度です。市長はこの制度について、どのようにお考えかお尋ねをし、そのうえで、次の4点について改善を求めます。

1点目は、申請用紙を窓口の目につきやすい所に置くなど、制度の周知徹底をはかっていただきたい。
2点目は、保護申請から決定までの法定期限を厳守していただきたい。生活保護法24条では、14日以内に決定通知をすることあります。生活保護申請者の生活は、大変窮迫しています。調査に時間がかかる場合は、30日まで延ばすことができませんが、その場合は遅れている理由を相談者に説明していただきたい。
3点目は、申請日から保護決定、扶助費の支給までの間の生活費の貸付制度があるのか。無い場合は、予算をつけて制度を設けていただきたい。
4点目は、医療を受ける場合は、原則としてその都

谷奥市長

度「医療」を市役所の窓口まで取りにいかなければならぬ。市役所の休日・夜間や、急病のさいには、「医療券」の交付が無くても医療を受けられるような仕組みが必要だと考えます。が、市長の答弁を求めます。

谷奥市長

当市においても、年々生活保護受給者が増加傾向にあります。多様化する相談に直ちに対応するとともに、民生委員さんとも連携をはかりながら、生活困窮者への対応把握に努めていきます。

申請を受け付けると14日以内に決定しなければならぬ。調査に時間がかかり、扶養義務者、資産の状況の調査・回答が期間内に得られないのが現状で、今後期間内に回答が得られるよう促す努力をまいりたい。貸付制度については、社会福祉協議会における生活福祉資金貸付制度を利用しているだけであり、市独自の制度は検討していません。

吉田議員

被保護者の緊急医療体制については、救急等搬入後、医療機関と連絡をとり対応しています。

生活保護法第7条は、申請が原則であることを明記しています。したがって、「生活にこまるとして生活保護を受けたい」と申請があれば、無条件で受ける義務があります。ところが実際には窓口で申請用紙が置いて

谷奥市長

「身内に生活の援助をしてくれない者がいないのか」「借金はないか」などの相談が統計によると、相談件数が平成14年度257件から19年度は141件に減少しています。

谷奥市長

今、生活保護を必要としている人は多いと考えます。が、「生活保護は受けにくい」「保護を受けることは恥ずかしいことだ」と思っておられる方が多いと思います。制度の周知徹底と、申請用紙を窓口で置くことを再度要求します。

生駒市では申請から決定までの法定期限を厳守してきます。調査に時間がかかり、期限を越えるときは、事情を説明して了解を得ています。桜井市でも是非そうしていただきたい。生活保護世帯の誰かが病気が開いていない休日・夜間、年末年始は医療券の交付が受けられませんが、健康保険証の発行をしていただきたいと思います。

谷奥市長

さらに制度の周知徹底ができるように方法を考えた。生活保護法では申請から決定まで2週間以内といふことですが、実際は1ヶ月程度かかっていると思えます。理由を説明するよう担当者に指示をさせてもらおう。

松田福祉保険部長

夜間、休日等の急病にかかわる診察に対しては、月曜日の早朝なり病院から連絡をしていただければ、医療券の発行・交付をおこなっていきません。そういう場合には、生活保護費の受給証を提示してもらえば、わかっています。ただそれと違って、トラブル等がありまして、こちらと医療機関とで話をしたいと決まっています。

桜井市立図書館条例全部の改正 日本共産党は反対!

今回の条例の改正は、施設の管理を指定管理者(民間)に移行を前提とした条例の改正です。図書館というものは、市民の学ぶ権利を学校教育以外の場で支えるという、社会教育行政という公共性の高い施設であり、職員の専門性が要求される場所でもあります。指定管理者に移行することによって、市民の学習権を保障できるのか、議案審議のなかで明確にならなかつたために反対をいたしました。



政治革新の道しるべ
真実つたえ希望はこぼ

「こんな社会でいいのか」
「人間らしく生きたい」
(切実な願いを伝えて)
「地球温暖化、食糧危機、
資本主義の限界」
(世界の今をリアルに)」

しんぶん 赤旗

日刊●月2,900円
日曜版●月 800円

生活相談は、どうぞこちらへ

日本共産党桜井市議会議員 吉田ただお事務所
桜井市栗殿1029-5 吉本ビル2階
TEL・FAX0744-46-4930